

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件

四〇二

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件五件

四〇一

公告

○肥料の登録の有効期間を更新した件

四〇三

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件三件

四〇三

福島県教育委員会教育長

四〇三

○一般競争入札を行う件

四〇五

○落札者を決定した件二件

四〇七

告示

福島県告示第六百十九

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和八年九月十日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和八年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 農地の所在、地番、地目及び面積
所在 地番 地目 面積（平方メートル）
会津若松市河東町倉橋字槻木東 五番 田 一、〇六九
- 二 農地の利用の現況
水稻の栽培で利用
- 三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻の栽培で利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和八年十二月一日

2 存続期間 十年一月

3 借賃に相当する補償金の額 一六五、一七〇円

五 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該土地は、地域計画区域内の農用地等であり、借受希望者が明確であることから、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第六条第一項の基準に適合すると認められるため。

六 その他参考となるべき事項

（記載なし）

（農村振興課）

福島県告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 君島貞藏 五十嵐善一 五十嵐善一 五十嵐善次郎 五十嵐勇一 山口丑正 山口正三 児山由彦 星栄康 星治平 星惣次郎 星惣平 赤羽タツ 赤羽清猪俣太郎作 猪俣長平 猪俣芳夫 猪俣洋治 渡部甲吉 渡辺捨藏 馬場需 馬場定春 馬場弥 尾形シゲ子 兒山孫一郎 會津木材株式会社 阿久津榮之介 吉村忠行 弓田哲司 高澤淳 高澤美代子 高澤隆一 渡部よね 渡部清隆 渡部茂男 渡邊浩史 木下常夫 君島宏光 君島操 君島禎二 君島留五郎 君島彌七 山内弘吉 山内作美 室井セイ 室井栄 室井市内 室井市兵エ 室井新作 室井善吉 室井忠一郎 室井徳一 室井徳太郎 室井篤子 室井武夫 室井平蔵 室井留五郎 室井和昭 室井廣 星丑之助 星亨 星和二郎 渡部公雄 渡部泰作 渡部力夫 芳賀恒吉 芳賀惣吉 芳賀茂 野中藤助 野中弥吉 鈴木吉彌 鈴木金太郎 鈴木五郎八 鈴木佐吉 鈴木作太郎 鈴木秀雄 鈴木藤四郎 鈴木西蔵 鈴木兵吾 鈴木雄四郎 鈴木良吉 芳賀マツコ
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千八百八十四号）によるこ

と。

福島県告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年十月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

下重和喜 原トミ 原浅之助 安部子之松 安野廣衛 益子千代松 益子全太郎 益子房次郎 益子留吉 遠藤左男文 岡本千代吉 岩淵輪平 菊地辰之助 菊池大五郎 吉成宗之助 吉村金四郎 吉田友治 近藤勝繁 近藤巳巳 金沢喜一郎 金沢春友 金沢新太郎 金沢芳太郎 郡司テツ 郡司波太郎 古市敬 古市平治 古市満次郎 後藤忠介 江面タケ 江面ミノ 江面貞之助 荒川八郎 高橋一郎 高橋通造 高橋寅吉 高橋梅四郎 高橋利惣治 根本龍雄 佐佐木又八 佐川仙太郎 佐藤伊之助 三森傳次郎 山岡米次郎 七宮重寿 車田兼吉 車田末吉 車田勇吉 勝田年次郎 勝田廣作 小野久 小野伊兵衛 小野泰之助 小野克巳 小野甚之丞 小林重藏 松本房之助 森谷ツル 深谷幾 秦泰 星正寿 星忠正 星巳之次郎 生畑目久右エ門 生畑目久五郎 生畑目源次郎 生畑目幸七 生畑目清五郎 生畑目辰之助 青砥勇四郎 斉藤義勝 斉藤菊之助 斉藤浩藏 斉藤正次 斉藤寅之助 石井岩吉 石井庄太郎 石井弥右エ門 石黒運太郎 石川浅之助 早田政市 大縄安之助 中野西数馬 長島亀吉 鳥居克巳 藤井儀作 藤田正 藤田登 藤田森之助 藤田倉吉 坂丑藏 白坂吉四郎 白石幸吉 白石道男 畑田栄之介 飯田仁吉 木村道之助 木田廣治 緑川寅吉 林子之吉 鈴木松太郎 鈴木信太郎 鈴木政之助 鈴木直四 鈴木直之助 鈴木藤太郎 和田秀玉 眞田梅之助 緑川末吉 園部幸弘

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千八百八十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規

定により当該通知の内容を棚倉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年十月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

松本光義 藤田音次 鈴木宗司 金澤義一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千八百八十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年十月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

阿久津一郎 阿久津義久 阿久津義春 阿久津久藏 阿久津文一 阿久津利助 遠藤栄吉 塩田寅雄 皆川浩 皆川孝次 皆川弘藏 皆川孫次 皆川房義 皆川茂平 皆川利男 皆川理作 五十嵐猛 小椋新平 小椋千代美 星キセ子 星サキ 星トミノ 星ハナヨ 星栄市 星栄七 星延雄 星喜美雄 星儀平 星菊一 星久雄 星健作 星健作 星幸記 星佐一郎 星庄五郎 星松男 星政司 星正己 星正徳 星清エ門 星清次 星善三 星猪重 星長四郎 星直記 星貞吾 星藤吉 星福次 星平四郎 星平次 星平八 星芳次郎 星又平 星力 星和子 星恵七 星爲義 斉藤貞雄 渡部ツルノ 湯田キチ 湯田ミサヲ 湯田康雄 湯田甚平 湯田福一 湯田与重 平野栄次 平野嘉七 平野啓三郎 平野勝三郎 平野松治 平野太四郎 平野武次 平野和作 平野萬右エ門 芳賀沼晴 阿部勇 阿部勇 金井齋 穴沢ヨシ 八 児山幸男 児山重兵衛 杉原安弘 杉原庄次郎 杉原庄助 杉原庄之輔 杉原清子 星カヨ子 星リエノ 星栄一 星加名伊 星加名伊 星金治 星健一 星治良 星俊彦 星勝美 星捷一 星正元 星正治 星正美 星忠三 星百代 星保一 星榮一 大竹正 大竹匡 大竹栄助 大竹財助 大竹晴治 大竹留吉 大竹隆輔 大竹良雄 中村剛 中村富一 仲島スエ子 猪股一雄 猪股清一 猪股力三 渡部庄三久 渡邊英 渡邊田鶴 湯田イセ 湯田作兵衛 湯田文吉 邊見仁一 邊見善一 君島操 君島禎二 君島弥七 君島留五郎 君島彌七 山内弘吉 山内作美 室井

栄 室井廣 室井ウメ 室井市太郎 室井市内 室井市兵エ 室井新作 室井善吉
室井忠一郎 室井哲之輔 室井篤子 室井武夫 室井平吾 室井平藏 室井芳平 室
井和昭 室井徳一 室井徳太郎 室井徳平 星丑之助 星亨 星昌廣 星和三郎 渡
部公雄 渡部泰作 渡部力夫 芳賀茂 芳賀恒吉 芳賀勝美 芳賀惣吉 野
中藤助 野中弥吉 鈴木吉彌 鈴木金太郎 鈴木五郎八 鈴木佐吉 鈴木作太郎 鈴
木秀雄 鈴木藤四郎 鈴木西藏 鈴木伴吉 鈴木兵吾 鈴木雄四郎 鈴木良吉 芳賀
マツヨ 高山和弘 星関男 芳賀栄子 芳賀常定

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千八百八十六号）によるこ
と。

（森林保全課）

福島県告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変
更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明である
ため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。
当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

岡部昌平

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
の指定施業要件を変更する件（令和八年福島県告示第五百六十三号）によること。
（森林保全課）

公 告

公告第百八十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項
の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和八年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)		その他の 規 格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の有 効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
866	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料6ー 2. 2	6.0	2.2	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	片倉コー プアング リ株式 会社	東京都千 代田区九 段北一丁 目8番10 号	令和11年 10月18日

（農業総合センター）

公告第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和八年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

富岡町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 宮本 皓一 双葉郡富岡町大字上手岡字下千里七四三番地

同 渡邊 伸 同 町大字本岡字王塚四八〇番地

同 三瓶 正 同 町大字上手岡字日南郷一二四番地

同 池田 弘道 同 町大字小良ヶ浜字深谷一八五番地

同 猪狩 秀信 同 町大字下郡山字原下三六番地

同 渡邊 達生 同 町大字上郡山字岩井戸一六〇番地

同 石井 功 同 町大字下郡山字下郡八〇番地

同 佐藤 清隆 同 町大字本岡字関ノ前一六一番地

同 鈴木 孝治 同 町大字上郡山字清水四二九番地の一

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 山本 育男 双葉郡富岡町大字上手岡字下千里一一三五番地の五
同 猪狩 秀信 同 町大字下郡山字原下三六番地
同 渡邊 達生 同 町大字上郡山字岩井戸一六〇番地
同 渡邊 伸 同 町大字本岡字玉塚四八〇番地
同 池田 弘道 同 町大字小良ヶ浜字深谷一八五番地
同 遠藤 正彦 同 町大字上手岡字上千里二六番地二
監事 石井 功 同 町大字下郡山字下郡八〇番地
同 佐藤 清隆 同 町大字本岡字関ノ前一六一番地
同 鈴木 孝治 同 町大字上郡山字清水四二九番地の一

(農村計画課)

公告第百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

令和八年十月二日

土地改良区の名称
白河市東土地改良区

福島県知事 内堀 雅雄

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 北條 雄三 白河市東上野出島字源兵エ池三番地
同 白岩 正一 同 市東形見字宮下九三番地
同 富永 幹男 同 市東下野出島字八内二七五番地
同 市川 哲夫 同 市東釜子字殿田表七二番地
同 角田 達 同 市東千田字正札二番地四
同 渡辺 秋男 同 市東蕪内字狐久保二三番地一
同 穂積 一郎 同 市東深仁井田字千代ノ岡八二番地
同 外山 徳彦 同 市東栃本字宿畑一一番地
同 大竹 勝美 同 市東上野出島字反田九〇番地
監事 山口 泰夫 同 市東釜子字日向一九五番地三
同 藤見 喜一 同 市東釜子字畑中一三一番地
同 藤澤 定利 同 市東下野出島字岩井戸七一番地
同 鈴木 憲昭 同 市東釜子字本町九八番地二
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 北條 雄三 白河市東上野出島字源兵エ池三番地
同 森 重男 同 市東釜子字大仙山一五番地
同 我妻 照夫 同 市東形見字池ノ入八九番地
同 菊地 正秋 同 市東下野出島字坂口三二三番地

同 和知 房一 同 市東釜子字長峯七八番地三
同 小松 善則 同 市東深仁井田字千代ノ岡五番地
同 山口 勝彦 同 市東釜子字東浦七二番地一
同 鈴木 幸代 同 市東上野出島字屋敷前一五三番地一
同 藤田 昌弘 同 市東千田字明神前三三番地
監事 大平 眞次 同 市東下野出島字休場三八番地
同 深澤 郁雄 同 市東栃本字榊形五番地
同 飛知和 正徳 同 市東蕪内字駒橋二四番地
同 鈴木 憲昭 同 市東釜子字本町九八番地二

(農村計画課)

公告第百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

令和八年十月二日

土地改良区の名称
梁川町土地改良区

福島県知事 内堀 雅雄

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 橘 茂樹 伊達市梁川町柳田字町ノ内四四番地二
同 佐藤 良一 同 市梁川町八幡字火明一〇番地二
同 中村 十九男 同 市梁川町字栄町五五番地
同 佐藤 隆雄 同 市梁川町新田字鈴竹一一五番地
同 大友 俊一 同 市梁川町大関字上原八八番地
同 渡邊 茂 同 市梁川町字天神町四〇番地
同 菅野 嘉昭 同 市梁川町大関字中ノ内五〇番地
同 穴戸 和司 同 市梁川町舟生字沢向五五番地一
同 安藤 利夫 同 市梁川町白根字深久保二一番地
同 秋葉 十二 同 市梁川町大関字田中四九番地一
同 森 忠男 同 市梁川町舟生字西三一一番地
同 八巻 長一 同 市梁川町山舟生字除石二五番地
監事 氏家 忠芳 同 市梁川町舟生字大犬山一〇番地
同 氏家 久雄 同 市梁川町舟生字大犬ケ窪五番地一
同 橘 真吾 同 市梁川町新田字東前一〇五番地三
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 橘 茂樹 伊達市梁川町柳田字町ノ内四四番地二
同 森 忠男 同 市梁川町舟生字西三一一番地

(農村計画課)

同	橘真吾	同
同	小賀坂 保夫	同
同	菅野 弘	同
同	小賀坂 伸夫	同
同	尾形 幸雄	同
同	橘内 清治郎	同
同	穴戸 和司	同
同	遠藤 孝治	同
同	安藤 利夫	同
同	八巻 長一	同
監事	氏家 忠芳	同
同	氏家 久雄	同
同	原田 建一郎	同

同	市梁川町新田字東前一〇五番地二	同
同	市梁川町大関字東中沢五一〇番地イ	同
同	市梁川町大関字愛宕前九番地一	同
同	市梁川町大関字東木田四六番地	同
同	市梁川町広瀬町八〇番地	同
同	市梁川町字内町三番地一	同
同	市梁川町舟生字沢向五五番地一	同
同	市梁川町八幡字火明二六番地	同
同	市梁川町白根字深久保二一番地	同
同	市梁川町山舟生字除石二五番地	同
同	市梁川町舟生字犬大山一〇番地	同
同	市梁川町舟生字大犬ケ窪五番地一	同
同	市梁川町新田字東前五一番地	同

(4) 3 に掲げる日から過去 3 年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有す

る者であること。

(5) 当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。

(6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年10月23日(金)午後4時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-0111 福島県福島市丸子字辰ノ尾1番地

福島県立福島商業高等学校 事務室

電話024-553-3451

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年10月2日(金)から同月23日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月12日を除く。)の午前8時20分から午後4時45分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年10月16日(金)午後4時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年11月11日(水)午前10時

(2) 場所 福島県立福島商業高等学校 応接室(福島県福島市丸子字辰ノ尾1番地)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年11月10日(火)午後4時までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立福島商業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立福島商業高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄す

ることができる。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education at Fukushima Prefectural Fukushima Commercial High School, including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 11 November 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 10 November 2026
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Fukushima Commercial High School, 1 Tatunoo, Mariko, Fukushima City, Fukushima 960-0111 Japan
TEL 024-553-3451

(教育総務課)

公告第9号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年10月2日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
292,952,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年6月12日

(教育総務課)

公告第10号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校ICT支援業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年10月2日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立学校ICT支援業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田六丁目15番12号
- 5 落札金額
89,258,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 特 例 政 令 第 6 条 の 公 告 を 行 っ た 日
令 和 8 年 6 月 19 日

(教 育 総 務 課)